



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*465	旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の一部を改正する規約	(文化学術課).....	1
466	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
467	道路の供用開始	( " ).....	2
468	道路の区域変更	( " ).....	2
469	道路の供用開始	( " ).....	2

## 告 示

### 和歌山県告示第465号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき岩出市に委託した旧和歌山県議会議事堂の管理事務の一部を次の規約により変更したので、同条第3項において準用する同法第252条2の2第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する経費で光熱水費、修繕費その他旧議事堂の管理に係るものうち和歌山県知事が必要と認めるものについては、委託事務の管理及び執行に要する経費の額から第2項に規定する岩出市の収入の額を差し引いた額を上限として、和歌山県がこれを負担することができる。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

### 和歌山県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字サジヤ洞570番12地先から同町大字中ノ川字細田755番1地先まで	旧	6.20 } 15.65	824.10	
同上	新	6.20 } 32.15	806.00	中ノ川橋 L=11.70

**和歌山県告示第467号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦本宮線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字サジヤ洞570番12地先から同町大字中ノ川字細田755番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

**和歌山県告示第468号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字東地473番1地先から同町大字市屋字馬瀬前412番1地先まで	旧	5.28 } 29.16	282.68	
同上	新	12.15 } 37.37	292.07	

**和歌山県告示第469号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

道路の種類 県道

路線名 南平野下里停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字東地473番1地先から同町大字市屋字馬瀬前412番1地先  
まで

供用開始の期日 平成29年3月31日